

施術所開設者、出張施術業務届出者 様

荒川区保健所長 辻佳織

あん摩業、マッサージ業、指圧業、はり業、きゅう業若しくは柔道整復業又はこれらの施術所に関して広告し得る事項等及び広告適正化のための指導等に関する指針（あはき・柔整広告ガイドライン）について

荒川区では全施術所に「施術所の広告の適正化について（平成 29 年 3 月 30 日付け 28 荒健衛第 5751 号 保健所長通知）」を通知し、施術所広告の適正化について現場確認及び指導を実施してまいりました。

今般、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会が終結し、令和 7 年 2 月 18 日、厚生労働省から「あはき・柔整広告ガイドライン」が发出されました。

つきましては、当該ガイドラインを確認の上、広告（チラシ、看板等）の適正化に努めてください。

また、保健所では「あはき・柔整(施術所)広告の相談フォーム」を開設していますので自主的な広告の適正化にご利用ください。

なお、今後、別途通知の上、当該ガイドラインに基づく広告の適正化の状況の現場確認及び指導の実施を予定しています。

記

1 厚生労働省通知 及び あはき・柔整広告ガイドライン

https://www.city.arakawa.tokyo.jp/documents/4191/20240218-1_ahakijuseikokokuguideline.pdf



2 あはき・柔整(施術所)広告の相談フォーム

<https://logoform.jp/form/bUir/820269>



<問い合わせ先>

荒川区保健所 生活衛生課 環境衛生係 医薬担当
荒川区荒川 2-11-1
TEL 03-3802-4221 FAX 03-3806-2976